

## 個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について

- 平成 28 年 1 月 1 日に特定個人情報保護委員会から個人情報保護委員会へ改組されたことに伴い、平成 28 年 2 月 15 日に開催された第 2 回個人情報保護委員会において個人情報保護委員会としての組織理念が決定されたところであるが、平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が全面施行されることなどに鑑み、今般、個人情報保護委員会組織理念の一部変更を行うものである。
  
- 今般の変更の主なポイントは次のとおりである。

### ➤ ポイント 1：個人情報保護関連について

現行の組織理念においては、ルールの策定に主眼を置いていたところ、全面施行に向けてこれまで各種ルールの策定を行ってきており、今後は策定した各種ルールを踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行う必要があることから、当該趣旨に沿った内容へ変更するものである。

### ➤ ポイント 2：国際協力関連について

現行の組織理念においては、情報共有や調査研究に取り組むとされていたところ、改正個人情報保護法が全面施行されること、諸外国との対話等が一定程度進展してきていることなどから、当該趣旨に沿った内容へ変更するものである。

また、個人情報保護委員会として、国際協力に関する取組の重要性が高まってきていることなどに鑑み、あわせて、記載順を変更するものである。